

令和 3 年度第 4 回 原村環境保全審議会 議事録

1. 日時 令和 4 年 1 月 11 日（水）14：00～16：20
 2. 場所 204 会議室
 3. 議事 ※企業秘密等により、一部内容を省略しております。
- 会長 本日は議事が 4 件あります。それではまず(有)ヤマモトについて、事務局から概要の説明をお願いします。
- 事務局 追加資料について机上に配布させていただきました、清水さんのワイン畑の事前質疑の回答と栄信代行さんの倉庫等新築の住民説明の資料です。
有限会社ヤマモトさんのたてしな自由農園の増築について説明します。(資料により説明) それでは事業者様から説明をお願いします。
- 事業者 今回、既存店舗の増築になります。事業拡大に伴ってバックヤードや陳列の作業所が狭くなってしまうので、西側のほうに建物を広げていきたいと考えています。床面積は既存が 702 m²、増築が 551 m²となります。生活排水の処理については、膜分離方式の浄化槽で行い、高性能な浄化槽になっています。きれいな水を放流できるようにと、採用しました。隣に 808 キッチンという店舗があって、そこの新築のときに採用した浄化槽と同じタイプのものを今回採用しました。雨水は敷地全体を水路に放流すると H18 年に開発許可で合議がとれておりますので、今回も変わらず水路放流とします。続いて配置図をご覧ください。斜線部分が増築となります。店舗の活用は今と変わりませんが、トイレの数が増える、野菜を洗う水栓が増えるということがあります。平面図をご覧ください。上部が出荷作業やバックヤードで作業する部分になります。あとは従業員の食堂やトイレとなります。立面図をご覧ください。屋根が一段低い建物部分が増築部分となっております。浄化槽については担当業者から説明をしております。
- 事業者 今回計画の浄化槽は先ほど説明があったとおり、以前 808 キッチンに入れさせていただいた浄化槽と同じタイプの高度浄化槽になります。膜分離と言いまして、通常の浄化槽に平膜という特殊なものを入れて吸引ポンプを使って、きれいな水だけを吸いあげるという浄化槽です。諏訪地域でも個人のお宅で何件か入れさせていただいているのと、山岳のトイレでも、入笠山や麦草峠、杖突峠なども同タイプのものを使っています。非常に環境に配慮した浄化槽で、長野県にかかわらず全国で施工実績があるものです。弊社でも小型を含めて 500 件ほど施工例があります。現在 40 人槽が入っていますが、増床に伴い算定しなおしたところ 70 人槽になり、一日 14 t の処理能力のもので、若干処理能力に余裕をもたせてありますので、観光シーズンの排水でも対応できる浄化槽を設置する予定です。保守点検についても弊社で行っており、定期的に水質の管理を

しています。過去水質基準を超過しているようなことはなく、新しいものも特段問題ないと思います。維持管理も弊社でしっかりやっていきますので、よろしくお願いします。

事業者 続いて説明会の議事録を添付させていただきました。村と打ち合わせをし、地域の住民への説明を要請され、まず上里区の区長さんと協議をし、説明を進めてきました。今回は郵送等で説明をしたのですが、期日までのご質問等はなく説明終了とさせていただきます。払沢区では封書ではなく、区の常会でその都度説明をして、何か意見があればあげてもらおうというようなやり方で行い、12/6に質疑等は特になかったと区長さんから報告を受け、説明終了としました。以上です。

会長 質問、ご意見等ございますか。

A 委員 浄化槽を取り換えるとのことですが、工事期間のトイレの使用はどうなりますか。営業を止めるのでしょうか。

事業者 工事の期間は約2か月をみています。その期間は隣店舗の808キッチンをお客様には利用してもらうようにする予定です。従業員等でもし不便であれば従業員専用の仮設トイレを設けようと思っています。

A 委員 808キッチンも同じ浄化槽を使っているのでは？

事業者 違う浄化槽を使用しています。同じタイプのものを導入するということです。

B 委員 浄化槽組合に加盟しているのでしょうか。

事業者 義務ではなく任意のものではありますが、加入しています。保守点検と定期的な清掃が義務付けられているので、ヤマモトさんと話をして進めていきます。

会長 他に質問等はよろしいでしょうか。それではこれで質疑を終了とします。ありがとうございました。

(事業者退室)

会長 今質問があったように、工事期間のトイレについては隣の店舗を使用する、浄化槽は隣店舗と同タイプのものを導入するが、別の浄化槽でやっている、浄化槽組合については設置業者が加入しているということですね。上里区・払沢区についても放流区域ということで説明済みということです。何か申し送りがありますか？

B 委員 浄化槽で河川法流という方法は今後も認めていくという方針でよいですか。

事務局 トレンチでやると500㎡ほど必要になってくるので、面積が確保できないときは都度協議します。原則的には敷地内浸透で今後も指導していきますが、やむを得ない場合には協議していくことになります。ただ、トレンチも入れられるけど河川法流したい、というのは認められないと考えています。

B 委員 管理を適切にやってもらえる大前提であれば、河川法流が認められると思います。

事務局 周辺の人々は気持ち的に抵抗があるのかなと感じている。原村は水もよく使いますので、下流域の人たちによく説明してもらって、先ほど言ったような条件がそろえば、河川放流を認めざるをえないと思います。

会長 浄化槽においては適正な管理が大前提だということなので、きちんとした管理を行うように、ということが申し送りで許可相当としたいと思います。

会長 続きまして、ワイン畑の事前協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局 前はワイナリーについて審議いただきましたが、今回はそのワイン用のブドウ畑の事前協議となります。土地利用について図面をご覧いただきまして、赤線で囲っているところが取得、緑線が賃貸となります。本日は事業者が来ませんので、事前に質疑を募らせていただきました。ありがとうございました。その回答を事業者から預かっていますのでご覧ください。(別紙資料のとおり) また、村への質問として「当該箇所は高速道路の側道で道路中心線のない狭窄部分に当たるが、整備計画や住民からの要望はないか」といただいております。これについて事務局の担当から回答をお願いします。

事務局 事業予定地は確かに村道の沿線で、道路拡幅の計画があります。ただ関係者との協議で折り合いがつかず、ずっと先送りされてきたところです。なので当然協議が終わるまでは道路の拡幅はないのかと思っていましたが、私も今日知ったことですが、工場撤去するという情報があるのであれば、道路についても考える必要があります。道路計画を進める方向で話をしたいと思っているが、工場撤去が確実な話なのか確認しながら協議していきたいと思っています。事業者と話していき、理解を得たいと考えています。地元や茅野市からも要望があがっているところです。実際にできるかどうかは協議次第ですが、村としては計画をもって、やりたい意思もありますので、関係者と話をしたいこうと思います。

会長 以上、事務局からの説明ありましたとおり、事前質問については別紙のとおりということ、また事業地の一部が道路拡幅対象になるかもしれないということです。何か問題になるようなことはありますか。

B 委員 現況原野や山林もあるようですが、地目変更はするのでしょうか。

事務局 畑になると思います。農業委員会とも話をしていると聞いています。

B 委員 土地の形状を変えるようですが、埋蔵文化財は大丈夫でしょうか。

事務局 教育委員会に確認してあり、遺跡範囲外ではあるが、立ち合いをしたいということで事業者に連絡をしています。

C 委員 伐採可能だと誤認したとあるが、担当課としてどう対応するのか。許されることなのか。

事務局 今回私たちも委員の方から教えていただいて伐採していることに初めて気づい

たということです。これで開発行為が許可にならないということはできず、今後気をつけてください、という指導になりますので、担当課から注意・指導をしました。今回の件は、伐採届は提出したけれども、通知が来たら着手してよいと勘違いをしていたとのことでした。届出の着手日前に伐採することはあってはならないことですので、今後徹底していこうと思います。

C 委員 事前協議書の土地取得予定日の欄の訂正は二重線でよいのか。
事務局 令和 3 年を 4 年に訂正ということで簡易な訂正と判断し、係のほうで二重線でよいとしてしまいました。本来であれば訂正印もしくは書き直しということになりますので、開発行為許可申請の際にはそのように案内してまいります。

C 委員 林地開発に当たらないということですが、それは賃貸だからという理由で面積算入されないのですか？太陽光も隣地開発で問題になることもあったので。
事務局 賃借かどうかで林地開発に当たらないということではなく、農村整備係で管理している林地台帳上の森林が実測で 1ha ないということです。登記上の地目が山林かどうかということでもありません。

会長 10259 は林地開発に当たらないということですね。

B 委員 西傾斜にするとあるが、大雨のとき溢水する危険性はないのでしょうか。
事務局 西傾斜になるので、側道には流れないのではないかと思います。ただ、この資料だけではなんとも言えないですね。

C 委員 傾斜がどれくらいか等は畑になってみないとわからないのでは。
会長 事前協議ということなので、開発許可申請のときまでに検討して回答してもらうにします。地形について現状からどう整地していくかということは、2ha ほどの大きい土地なのであとあと困ったことにならないように。実際にどのように整地していくのか、水はどっちに向かうか、処理能力はどうか等ということを検討するように申し添える必要があると思います。

事務局 一応、事業計画書には雨水は敷地内浸透との文言があります。実際どうしているかは資料がないのでわかりませんが、事前協議の時点であがっていたということだけお話しさせていただきます。

会長 他に何か申し送り等ございますか。それでは、先ほど話したように大雨の場合に影響がでないよう設計して、説明してもらうよう申し添えます。林地開発については法的に根拠があるということで、申すことはないということによろしいでしょうか。それでは事前協議として以上を当委員会の意見とさせていただきます。

続きまして、(株)プロテックスの太陽光発電設備の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料について説明)

原村太陽光条例が施行されてから初めての太陽光設置となります。施行規則の遵守事項はクリアしていると確認しています。

会長 それでは事業者から説明をお願いします。

事業者 野立ての太陽光発電の設置事業となります。事業面積は、841 m²です。弓振川が隣接しているため、河川法の申請をしています。雨水は敷地内浸透になり、段違いになっている土地ですが、3 か所浸透試験を行いまして、浸透係数が悪い土地はなかったので問題ないとみています。大久保区と協定を結びまして、防災、草の管理等をしっかりと行うよう頼まれており、外周緑地を残しながら事業を進めていきます。国の基準に従い、フェンスをつけ、安全対策を十分に施します。詳しくは図面に記載の通りです。地主さんの先代が残したお地蔵さんがありまして、それは残してほしいと地主さんから要望がありましたので周りの植林を含めて残すようにします。また西側地番 18717 については、現在地主さんから農家さんに一部貸し出しているもので、引き続きセロリの収穫・仕分作業のとき、無償で貸し出すように話をしています。原村の太陽光条例で 400m 範囲内の土地所有者等近隣住民に説明をすることとなっており、コロナ禍で説明会は開けませんでした。一軒一軒説明は十分おこない、近隣住民の方と協力を図りながら事業を進めていきたいと思っています。また大久保区の非常用電源として、災害時電気が供給できるように協定を結びなおす予定であります。

D 委員 20 年事業試算計画書、というのは添付ありますか？

事業者 あります。

D 委員 20 年経ったあとに処理をどうするのかということと、その予算は確保されているのかということを確認をお願いします。

事業者 建設費用の 5% の積み立てを行う試算になっております。ただ、去年の 11 月くらいに国の新しい制度で、撤去費用の積み立てが義務化されまして、11 年目から、売電価格から自動引きおとしのように強制的に積み立てられるような仕組みになりました。その仕組みのなかでさらに任意に積み立てるかは国のルールをよく確認してから考えようと思っています。国のルールでは 20 年の予定ですが、それ以上行った場合でも、20 年で撤去費用を返してもらえるわけではなく、実際に撤去するときに返すというものになっています。

D 委員 処分方法についてはどうですか。

事業者 国のガイドラインに沿って行います。太陽光パネルについてはガラスやアルミや半導体等様々な部品からできていますので、リユースやリサイクルするには分解のための機械に通す必要があります。鉄くずとして売れるものもあるので、業者に見積もりをとってから一番いい処理の仕方をとります。しっかり分別して処理をしていきます。

D 委員 処理費用は見込んでいますか？

事業者 売れる部分と処理料金を加味して、建築費の 5%ほどと国のガイドラインがで
ているので準じています。

会長 ほかにご質問ありますか。

A 委員 近隣住民説明では、何か目立ったような意見はありましたか？

事業者 隣のビニールハウスの所有者から、反射してハウスが熱くならないか、という
質問がありました。反射光は基本上にいきますので、西日で若干入るかもしれ
ないですが、温度上昇に影響はほとんどないと説明しました。また、太陽光に
すごく反対ですというような意見は聞きませんでした。事業地の一部を農業と
して使いたいとのことで継続して使用できるようにする等、住民の意見を吸い
上げた中で調和をはかって事業を行っていきたいと思っております。

D 委員 事業運用主体はプロテクスさんが行うのですか。

事業 地主さんが最初やろうとしていたが、事情がありこの土地での事業は断念した
ため、プロテクスが土地を売っていただき、貸していただき、事業を行って
いくということで工事も行っていきます。ゆくゆくは運営、管理をすべて請け負
うということになっていきます。

D 委員 請け負うというのは？自営工事ではない？

事業者 自営工事。発注者も工事も自社ということです。

D 委員 土地はすべてプロテクスさんが購入されたのですか？

事業者 賃貸契約と売買契約の土地があります。

A 委員 開発行為申請と地域住民説明のプロテクスさんの住所が茅野市と諏訪市と異な
っていますが、どちらが正しいのですか。

事業者 本店が諏訪市で、登記上の住所が茅野市となっております。実際に事務をおこ
なっているのが諏訪市となっております。

A 委員 問い合わせは営業している諏訪市にしたほうがいいですね。

事務局 お地蔵さんの周りには、フェンスしないということですか。

事業者 いまお地蔵さんの周りに植栽があるので、フェンスはやらない予定です。

事務局 フェンスの目的は第三者の侵入を防ぐことだと思いますが、隙間から人が入る
ことはできないということですか？

事業者 お地蔵さんの背中側に隙間があるので無理をすれば入れなくはないが、地主さ
んからお地蔵さんを残してほしいという要望があります。国のガイドラインと
しても容易に侵入できない場合はフェンスをする必要がないということで、こ
の箇所も容易に入れないという判断でフェンスをしないということです。反対
側の河川のほうも容易に入れないという判断でフェンスをしません。

事務局 容易には入ることはできないということですね。

E 委員 道路沿い斜面は敷地に入っているのですか？

事業者 斜面は敷地に入っています。道路よりも 1m低いところにフェンスが張られま

す。

E 委員 なのでこの斜面を草刈りしてという要望が出ているのですね。

A 委員 防草シートについて、張替の必要はありますか？

事業者 耐用年数 10 年なので、必要に応じて取り換える予定です。傷んだり、飛んでいったりとなければそのまま使用するかもしれませんが、ちりやごみで浸水係数が悪くなるので、メンテナンスは必要と考えています。

C 委員 弓振川からパネルの距離はどれくらいですか。

事業者 一級河川の一段上に堰が流れているのですが、そこからおおよそ 3m セットバックとなります。官民境界で 2m、堰で 1m のところにパネルがくる予定です。

C 委員 架台について、風速 34m で試算しているようですが、これ以上の風速のときはどうなるのか。

事業者 台風等で風速基準以上の風が吹いた場合、損傷する可能性があります。そのために国で損害保険はほぼ努力義務で入るようになっており、今回も入るようにします。もし損傷した場合は、保険対応で修繕をいち早くするということになります。

C 委員 人への被害も保険対応可能？

事業者 保険の中に賠償保険もあります。万が一住民の皆様に危害が加わった場合は保険で対応可能です。しかし事前に防げることはこちらで対策をしていきます。

C 委員 災害時に大久保区に電力供給をするというが、災害時に電力が必要なのは夜間なことが多いと思います。できれば蓄電池を具備していただいたほうがいいなと思います。あと、防草シートの間に草の種が入ってしまうということが考えられますが、雨水排水は適切にできるのでしょうか？他の施設を見ると 5 年で草だらけというところも見受けられるので。また大雨が降った時に土手の崩壊が懸念される箇所かと思われます。そのあたりの対策をどのように考えていますか。

事業者 昨年大雨のときにスマホで動画を撮って確認をしたのですが、水位は 1/3 くらいまでで問題ないかと思います。現状ももともと流量が少ないところですので。当時の敷地側の土砂を見ましたが、特に流れ落ちる等ありませんでしたし、今回は掘削や盛土を行う予定もありませんので、今のところ心配はないかと思います。万が一の場合はすぐに対応したいと思います。

防草シートについてですが、大久保区さんとも覚書を結んだのですが、内容が少し足りないのではと住民から指摘もあり、特に草の管理を一番心配していて、現況が草まみれでなかなか手入れができていなかったところもありますので、草の管理を適正にやるというのを追加したいと思っています。防草シートを敷きますが、そこを抜けて生えてきた草の管理も定期的に行っていこうと思います。

会長 ほかにございますか。ではこれで説明を終了したいと思います。ありがとうございました。

(事業者退室)

会長 草の管理をしっかりとやってもらう、川の近くですので災害対策をしっかりとやってもらうことを申し送りたいと思います。ほかにございますか。

C 委員 大雨災害など異常気象が心配で、安全安心な事業であることを示していただけるように、点検や管理をしっかりとやってほしいと思います。

会長 点検・管理をしっかりと行い、事故が起こらないようにということですね。他に
なにか申し送りがありますか。では以上を申し送りとし許可相当とします。

会長 続いて、(有)栄信代行さんの事務所・倉庫の新築ということです。事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料説明)

会長 それでは事業者から説明をお願いします。

事業者 目的は事業所の増設、事務所の移設ということで、事務所、倉庫の建設、駐車場の設置をします。事務所の新設が 99.37 m²、倉庫の建設が 850 m²の規模です。下水道接続ができない場所ですので、合併浄化槽の設置を予定しています。西側にはコンクリートブロックを設置し、境界とします。農地転用はすでに許可となっております。また水路が敷地内にあったのですが、不便な形であったため、払い下げをし、水路を新設しました。

D 委員 コンクリートブロックとありますが、境界のためのものですか？

事業者 境界のためです。あとは畦畔が崩れないように固定したいと思っています。

D 委員 擁壁としてのコンクリートブロックであるのならば、それなりの構造でやるということですね？

事業者 もちろんそうです。

A 委員 コンクリートブロックの高さはどれくらいでしょうか。

事業者 埋設部分を含めると、1.95m。埋設は 30～40cm なので、地上 1.55～1.65m ほどになります。

D 委員 いわゆる CB ではないのですか？

事業者 違います。幅 90cm の四角のものになるのですが。

E 委員 おそらく重さが 2.3 t くらいあるものだと思う。すごく大きな板状のもの。

D 委員 重たいので、倒れると大変なことになりますね。

事業者 十分注意して施工します。

B 委員 川との境はブロック施工しないのですか？

事業者 小早川ですが、川の北側に堰があり、その堰の北側に境界があるので、施工しなくてよいかと考えています。

B 委員 県道側が出入り口となるのでしょうか？舗装はしますか？

事業者 県道側が出入り口となります。今のところ舗装の予定がないですが、今後必要があればやっていかなくてはいけないと思っています。今は砂利を想定しています。

A 委員 建物の設計士は誰でしょうか。

事業者 今相見積もりをとっているところで、業者の確定はしていない。

A 委員 提出図面ではわからないことが多い。事業計画図の敷地の高低差や河川がどこかわからない。

事業者 失礼しました。追加で図面を配布します。
(追加図面配布)

D 委員 浄化槽についても協議は環境係でしていますか？

事務局 まだしていません。

会長 いま配布された図面で大体わかったかと思いますが、その上で何かありますか？ではこれで質疑を終了します。ありがとうございました。
(事業者退室)

会長 この件につきまして何か申し送りはありますか？まだ不確定な部分もあるようですが、現状は特にないでしょうか。これから浄化槽の問題もあるかと思いますが、環境係の方でしっかりやってもらうようにして、許可相当としたいと思っています。他にはございませんでしょうか。では長い時間お疲れさまでした。これで審議会を終了します。ありがとうございました。